

制度概要

西海市産業振興資金保証（略称：西海）		
目 的	西海市内の商工業の健全な発展に資するため、中小企業者に対する事業資金の融資を円滑にし、もってその振興を図ることを目的とする。	
保証の対象 (資格要件)	<p>中小企業信用保険法に規定する中小企業者(組合の転貸資金を除く。)であつて、次の(1)の要件に該当する者、及び(1)の要件に該当し且つ(2)の要件を満たす者。</p> <p>(1) 次のすべての要件に該当する者。</p> <p>① 西海市内に事業所を有し、同一事業を継続して営んでいること。</p> <p>② 西海市内に住所(会社及び法人の場合は登記簿上の所在地)を有すること。</p> <p>③ 公共料金(市税等)を完納していること。</p> <p>(2) 市長が認める自然災害等により被害を受けた者。</p>	
対象資金	<p>① 振興資金 事業資金(運転資金、設備資金)</p> <p>② 災害復旧資金 市長が認める、自然災害等に起因する附帯設備等の復旧に必要な資金</p>	
保証条件	貸付限度額	1,000万円以内
	保証期間	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内(うち据置 1年以内)
	返済方法	元金均等返済、元利均等返済、一括返済
	貸付形式	証書貸付、手形貸付
	担 保	原則として、無担保
	保 証 人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要
	貸付利率	年1.80%
保証料率	基準料率	年0.45%~1.90%
	適用料率	<p>① 申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引(0.10%)を適用する。</p> <p>② 物的担保の提供がある場合は、有担保割引(0.10%)を適用する。</p> <p>③ 保証協会の定める要件を満たし、保証料率の引上げを条件に経営者保証を提供しないことを選択する事業者については、要件の充足状況に応じて上記保証料率から0.25%または0.45%の料率を割増する。</p>
	保証料補助	令和7年度保証申込受付分からは保証料補助なし
責任共有	取扱金融機関が選択した責任共有制度の対象	
取扱金融機関	西海市内の十八親和銀行及び長崎銀行の各支店	
申込時 添付書類	<p>① 西海市商工会が発行する「産業振興資金融資推薦書」(写)</p> <p>② 災害復旧資金の場合は、市長の認定書</p> <p>③ 市税の納税証明書(未納がない旨のもの)</p> <p>④ その他保証協会が必要とする書類</p>	
留意事項	申込先：西海市商工会	
実施日	平成20年4月1日 創設 令和7年4月1日 最終改正	